

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和2年9月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 青野隆一議員、8番 鈴木由美子議員、9番 和田哲議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

[議会運営委員長 青野隆一 議員 登壇]

◎議会運営委員長(青野隆一議員)

議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る8月24日招集告示になりました今定例会に係わる議会運営委員会を8月31日午前10時から、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず議案の審議についてありますが、専決処分の承認に係る議案3案件、補正予算議案4案件、及び議第68号並びに議第69号については、いずれも開会初日に審議することといたしました。

決算議案7案件については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。

なお、決算特別委員会における総括質疑は、申し合せにより、議長及び決算特別委員長を除外し、1人30分の持ち時間を各会派及び会派に属さない議員の人員に応じ割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から9月29日までの22日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月29日までの22日間とすることに、ご異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間とすることに決しました。なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のお手元に配付しております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告がありますが、この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

まず、先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和2年6月24日付け、7月21日付け、及び8月21日付けで、監査委員より議長宛てに、6月、7月及び8月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和2年8月26日付けで、市長から議長宛てに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたした旨の報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、6月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに議員の派遣状況につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております、議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、承第10号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について」から、日程第23、議第70号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの20案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。議案の上程に先立ち、これまでの議員活動の功績が認められ、全国市議会議長会より、永年勤続表彰を受けられました奥山格議員に対し、

心からお祝いを申し上げます。

また、全国市議会議長会の社会文教委員会委員としてご尽力された功績に対し感謝状が授与されました。前議長の須貝孝様、大類好彦議長に対し、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございました。

議員各位には、本市の市政発展のため、日夜ご尽力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、異常気象による災害が頻発しておりますが、このたびの令和2年7月豪雨災害では、九州地方をはじめ、全国の広範な地域において、河川の氾濫等による大規模な浸水被害、道路や鉄道、水道等のライフラインの寸断など、住民生活や地域産業にも甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く、被災者の皆様が日常生活を取り戻せることを祈念いたします。

このたびの台風10号による被害でも、大きな被害が出ております。まだまだ被害が拡大するのではないかと心配されますけども、一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

本市における被害状況ですが、7月29日未明に豊田水源場が冠水被害を受け、本町地区及び福原地区が断水となりました。上水道が復旧するまでの間、市民の皆様には大変ご不便をおかけしましたが、この間、多くの市、町や自衛隊からの給水支援に加えて、北村山高校生からも給水活動のお手伝いをいただきましたことに改めて御礼申し上げます。

農地や揚水機場の水没、住宅の床下浸水等の被害もありましたが、人的被害がなかったことは、皆様の迅速な対応とご協力によるものであり、心より感謝いたします。

また、9月2日13時に庁舎爆破予告があり、職員と警察で定期点検や巡視、玄関やトイレの一部閉鎖などを行いました。当日は庁舎周辺の方々にも防災無線などでお知らせし、注意を促し、爆破予告前後1時間、庁舎を閉鎖させていただきました。

この間、市民の皆様にはご不便をおかけしましたが、何といつても人命が一番であり、いかに、市民や職員を守るかに力を入れ、取り組ませていただきました。

このたびは何事もなく、安心したところですが、こうした愉快犯は絶対に許されるものではなく、二度とこのような愚かなことをしないでいただきたいと願うものです。

議員各位におかれましても、今後、さまざまな有事

が想定されますので、市の災害対応業務が円滑に行われますよう側面からのご支援をお願いいたします。

それでは、今定例会に提案しました議案の概要について、説明いたします。

認第1号「令和元年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和元年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件については、議会の認定をお願いするものです。

なお、各会計の歳入歳出決算については、監査委員によって審査がなされ、別冊の決算審査意見書が提出されています。その内容については、後ほどご報告があると思いますが、決算の概要については、会計管理者より説明いたさせます。

次に、補正予算について説明いたします。

承第10号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」の8月6日専決処分の承認についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,317万4,000円を追加し、予算の総額を127億7,094万1,000円としたものです。

歳出については、新型コロナウイルス感染症への対応、尾花沢市緊急対策第5弾と7月の豪雨災害に関して補正したものであり、主なものとして、生活困窮者等食の支援事業としての扶助費、中央診療所施設勘定操作出金、にぎわいづくり応援事業補助金、道の駅尾花沢飛沫感染防止対策強化事業に係る工事請負費、学校再編に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に関する消耗品費及び備品購入費、7月豪雨により被災した公共土木施設を復旧するための工事請負費などを追加したものです。

歳入については、学校保健特別対策事業費補助金、生活困窮者食の支援事業補助金、普通交付税を追加して、予算を調製したものです。

承第11号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の8月6日専決処分の承認についてですが、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ300万6,000円を追加し、予算の総額を4億6,387万7,000円としたものです。

歳出については、中央診療所感染防止対策事業に係る経費を追加し、歳入については、一般会計繰入金により予算を調製したものです。

議第61号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億3,187万1,000円を追加し、予算の総額を135億281万2,000円とするものです。

歳出の主なものについては、地方財政法第7条に基づく財政調整基金積立金、防災行政無線戸別受信機設置業務委託料、戸籍システム及び住民基本台帳システム改修に伴う電算業務委託料、新型コロナウイルスの感染拡大防止に尽力した医療機関職員、児童福祉施設職員、清掃関係施設職員に対する慰労金、大人のインフルエンザ予防接種費助成、肉用牛経営安定緊急対策事業補助金、プレミアム商品券発行事業補助金、新たなチャレンジ応援事業補助金、徳良湖温泉花笠の湯及び花笠高原荘の空調設備改修に伴う工事請負費、道の駅への災害時用蓄電池及び発電機設置に伴う工事請負費、除排雪業務委託料、道路新設改良事業に伴う工事請負費、鶴子交流施設改修に伴う工事請負費、旧玉野中学校改修に伴う測量設計業務委託料、7月豪雨による災害を復旧するための農林施設災害復旧事業の測量設計業務委託料、小規模災害復旧事業補助金、公共土木施設災害復旧事業の工事請負費などを追加するものです。

歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金、肉用牛経営安定緊急対策事業費補助金、大雨・高温渴水被害緊急総合支援対策事業費補助金、保育福祉施設職員慰労金支給委託金、緊急自然災害防止対策事業債、臨時財政対策債などを追加し、繰越金により予算を調製するものです。

第2表「地方債補正」については、緊急自然災害防止対策事業、道の駅整備事業を追加し、農業水利施設保全合理化事業負担金、橋梁長寿命化事業及び臨時財政対策債の限度額の変更をお願いするものです。

議第62号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ215万円を追加し、予算の総額を20億4,517万2,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ150万円を追加し、予算の総額を4億6,537万7,000円とするものです。

事業勘定の歳出については、還付金、還付加算金を追加し、歳入については、繰越金により予算を調製するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者に対する慰労金を追加し、歳入については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により予算を調製するものです。

議第63号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計補

正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ798万円を追加し、予算の総額を2億7,105万6,000円とするものです。

歳出については、車段地内の消火栓移設に伴う工事請負費、人事異動に伴う調整として人件費を追加し、歳入については、簡易水道事業債、公営企業会計移行事業債、一般会計繰入金により予算を調製するものです。

第2表「地方債補正」については、公営企業会計移行事業を追加し、簡易水道事業の限度額の変更をお願いするものです。

議第64号「令和2年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,006万3,000円を追加し、予算の総額を19億4,939万3,000円とするものです。

歳出については、前年度の精算分として、国庫及び支払基金等への返還金、さらには一般会計への繰出金などを追加し、歳入については、介護給付費交付金、一般会計からの繰入金、繰越金などを充当して予算を調製するものです。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

承第12号「尾花沢市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の設定についての専決処分の承認について」ですが、尾花沢市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の設定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

議第65号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方税法等の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第66号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第67号「尾花沢市鶴子交流施設の設置及び管理に関する条例の設定について」ですが、社会教育の推進を図るとともに、地域のコミュニティづくり及び生涯学習社会構築への機運醸成を図ることを目的とし、生涯スポーツに親しむ環境を整備するため、提案するものです。

議第68号「小中学校児童生徒用タブレット端末等購入事業契約の締結について」ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3

条の規定により、提案するものです。

議第69号「損害賠償の額を定めることについて」ですが、尾花沢市大字荻袋地内の市道において発生した物損事故の損害賠償の額を定めるため、提案するものです。

議第70号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」ですが、尾花沢市教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任委員の任命について同意を求めるため、提案するものです。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご承認、ご可決、ご同意くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

次に、会計管理者より各会計歳入歳出決算の概要説明を求めます。会計管理者。

◎会計管理者(間宮明君)

命によりまして、令和元年度尾花沢市歳入歳出決算書の概要を説明いたします。

認第1号「令和元年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和元年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各会計の歳入歳出決算の概要につきましては、歳入歳出決算書冊子1ページの令和元年度尾花沢市歳入歳出決算総括表及び、3ページからの各会計の歳入歳出決算書に基づきまして、説明を申し上げますので、ご参考をお願いいたします。

なお、各会計の歳入歳出額につきましては、決算書では円単位となっておりますが、千円単位で、率につきましては小数点第1位にて、説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、1ページ、2ページを、お開き願います。令和元年度尾花沢市歳入歳出決算総括表について申し上げます。

表下段、一般会計と特別会計を合わせた合計欄の予算現額186億255万9,000円に対し、歳入決算額は182億9,262万円で、予算現額に対する割合は98.3%となります。また、歳出決算額は169億3,707万3,000円で、同様に91.0%の割合となります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、13億5,554万7,000円あります。

最初に、7ページ、8ページを、お開き願います。認第1号の「令和元年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予

算現額134億6,089万7,000円に対し、収入済額は129億5,460万5,000円で、96.2%の収入率となります。不納欠損額は677万4,000円で、全て1款市税であります。また、収入未済額は6億2,911万3,000円であります。その主なものについては、3ページから8ページの収入未済額欄をご覧ください。1款の市税が8,253万6,000円、13款の使用料及び手数料が1,892万2,000円、14款の国庫支出金2,557万2,000円、15款の県支出金3億8,606万1,000円、21款の市債7,720万円などであります。なお、これらには繰越明許事業として、翌年度に繰り越される事業の未収入特定財源が含まれております。

次の歳出についてであります。11ページ、12ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は119億6,888万4,000円で、予算現額に対し、88.9%の執行率となります。令和2年度への繰越額は7億5,287万9,000円で、その主なものは、2款総務費が1億2,130万9,000円、6款農林水産業費が3億8,606万1,000円、8款土木費1億150万円、10款教育費5,115万1,000円、11款災害復旧費6,289万円などであります。

また、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差引いた不用額は、7億3,913万3,000円で、その主なものは、3款民生費が9,591万円、8款土木費3億3,612万4,000円、10款教育費9,381万9,000円であります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、9億8,572万1,000円であります。この中には、決算書の300ページ、令和元年度尾花沢市一般会計実質収支に関する調書をお開き願います。

300ページ、表中段の繰越明許費繰越額が2億4,111万1,000円含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は7億4,461万1,000円となります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

戻りまして13ページ、14ページをお開き願います。認第2号の「令和元年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

まず、事業勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額21億3,001万9,000円に対し、収入済額は23億613万2,000円で、108.3%の収入率となり、不納欠損額は685万円、収入未済額は7,605万9,000円であります。

次の15、16ページを、お開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は20億7,384万1,000円で、予算現額に対して97.4%の執行率となり、不用額は5,617万7,000円であります。この結果、17ページ、歳入歳出差引残額は2億3,229万円となります。

次に18ページ、19ページをお開き願います。中央診療所施設勘定についてありますが、表下段、歳入合計の予算現額3億8,781万4,000円に対し、収入済額は4億2,711万2,000円で、110.1%の収入率となり、収入未済額は26万1,000円であります。

次の20、21ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は、3億6,004万3,000円で、予算現額に対して92.8%の執行率となり、不用額は2,535万円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、6,706万9,000円であります。

次に22ページ、23ページをお開き願います。認第3号の「令和元年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。歳入合計の予算現額2億6,544万7,000円に対し、収入済額は2億5,224万9,000円で、95.0%の収入率となり、収入未済額は1,753万円であります。

次の24、25ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は2億3,407万1,000円で、予算現額に対して88.2%の執行率となり、不用額は889万7,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、1,817万7,000円であります。

次に26ページ、27ページをお開き願います。認第4号の「令和元年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。歳入合計の予算現額207万2,000円に対し、収入済額は246万9,000円で、119.2%の収入率となり、収入未済額は504万5,000円であります。

次の28、29ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は203万5,000円で、予算現額に対し98.2%の執行率となり、不用額は3万6,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は43万4,000円となります。

次に30ページ、31ページをお開き願います。認第5号の「令和元年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額7,586万8,000円に対し、収入済額は7,616万2,000円で、100.4%の収入率となり、収入未済額は320万5,000円であります。

次の32、33ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は6,837万8,000円で、予算現額に対し90.1%の執行率となり、不用額は61万2,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は778万3,000円となります。

次に34ページ、35ページをお開き願います。認第6号の「令和元年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額20億7,557万9,000円に対し、収入済額は20億

6,380万3,000円で、99.4%の収入率となり、不納欠損額は74万3,000円、収入未済額は403万2,000円であります。

次の36、37ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は20億2,808万3,000円で、予算現額に対し97.7%の執行率となり、不用額は4,749万5,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、3,571万9,000円となります。

次に38ページ、39ページをお開き願います。認第7号の「令和元年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。歳入合計の予算現額2億486万3,000円に対し、収入済額は2億1,008万4,000円で102.5%の収入率となり、不納欠損額は41万円、収入未済額は35万7,000円であります。

次の40、41ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は2億173万4,000円で、予算現額に対し98.5%の執行率となり、不用額は312万8,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は835万円となります。

次に、基金の主な状況であります。冊子の314ページ、315ページをお開き願います。314ページ、4基金（2）尾花沢市財政調整基金が、決算年度中に5,652万8,000円増となり、年度末現在高は8億7,103万円に、（4）尾花沢市庁舎建設基金が1億6,494万7,000円減の4億6,956万円となっております。（6）尾花沢市公共施設整備等基金が1,297万2,000円増の2億2,122万8,000円となっております。また、316ページ（15）ふるさと尾花沢応援基金が1,813万6,000円増の4億8,865万5,000円となっております。

なお、令和元年度決算における普通会計の主な財政指標につきましては、別冊の主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の2ページ上段の表に記載してございますのでご参照願います。

以上が、地方自治法に基づきました令和元年度一般会計及び各特別会計の決算調製の概要であります、このほか、詳細につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付いたしておりますので、これらをご参照の上、ご審議くださいますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。以上であります。

◎議長（大類好彦議員）

次に、監査委員より各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに財政健全化・経営健全化に関する審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員。

〔監査委員 高宮徹哉君登壇〕

◎監査委員（高 宮 徹 哉 君）

令和元年度決算審査監査は、小林秀也監査委員と2人で監査を行い、意見が一致しましたので、監査委員を代表して、私から経過と結果についてご報告申し上げます。

審査意見書1ページをお開き願います。審査の対象であります、令和元年度尾花沢市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標について審査を行いました。

はじめに、令和元年度尾花沢市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況について申し上げます。

審査の期間については、令和2年7月6日から8月7日まで実施いたしました。

次に審査の方法であります、令和2年7月3日付けをもって市長より審査に付された当該決算書等について、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取するなど、例月出納検査、定例監査の結果を参考にして、法令その他の規定にしたがって処理されているか、予算の執行が適正であるか、また計数が正確であるかを主眼に審査を行いました。

次に審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計の歳入歳出決算及び関係書類は、関係法令に準拠し処理されており、歳入歳出その他の証書類を照合した結果、計数は正確であります。

なお、予算の執行及び財産管理についても、適正であると認めたところであります。

また各基金は、それぞれ設置の目的に沿って運用され、かつ計数は正確であり、適正と認められました。

次に、審査の詳細な意見及び項目ごとの分析結果について申し上げます。

審査意見書2ページ、3ページをお開き願います。

まず、令和元年度の一般会計と特別会計を合わせた総額ですが、歳入は182億9,262万1,000円で、前年度に比べ、9億5,130万8,000円減少し、歳出は169億3,707万3,000円で、10億3,605万6,000円減少しております。

歳入歳出差引残高13億5,554万7,000円から翌年度へ繰り越すべき財源2億5,978万6,000円を差し引いた実質収支額は10億9,576万2,000円となり、さらにそこから前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,242万9,000円の黒字となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

一般会計の歳入は、前年度に比べ10億2,860万5,000円減少し、歳出でも10億4,120万9,000円の減となりました。なお、実質収支額は、7億4,461万1,000円となっております。

歳入について前年度と比較しますと、増加した主なものは、市税、繰越金、地方特例交付金、国庫支出金であります。減少したものは、寄附金、繰入金、地方交付税、市債などであり、主には、新庁舎事業債、及びふるさと尾花沢応援寄附金の減少などです。

歳入総額に占める財源割合は、自主財源が35.5%、依存財源が64.5%となり、自主財源が前年度に比べ0.8%増加しております。

次に、歳出決算額を普通会計性質別経費に分類し前年度と比較しますと、増加した主なものは、物件費、投資及び出資金貸付金であります。減少した主なものは、維持補修費、普通建設事業費、公債費で、記録的な少雪による除排雪経費の減少と、新庁舎建設事業の庁舎建設工事の完了によるものです。

この結果、各性質別経費の構成は消費的経費が54.0%、投資的経費が16.6%、その他の経費が29.4%となっております。なお、特徴的な支出項目としましては、市制施行60周年記念事業を含む、ふるさと尾花沢応援基金活用事業や、プレミアム付商品券事業、多面的機能支払交付金事業、災害対応特殊救急自動車購入事業、市体育館耐震改修事業などとなっております。

次に、普通会計等における財政指標についてですが、経常収支比率については、87.7%で前年度より0.9ポイント上昇しております。財政力を判断する財政力指数は0.3で、前年度に比べ0.01ポイント上昇し、実質公債費比率は6.6%で、前年度より0.5ポイントとそれぞれ改善しております。また、当該年度末の市債残高は128億4,983万2,000円で、前年度に比べ、2億4,822万5,000円増加しております。

次に、特別会計について申し上げます。

歳入総額は、53億3,801万5,000円で、前年度に比べ7,729万7,000円増加し、歳出総額は49億6,818万9,000円で、515万3,000円の増となっております。また、一般会計からの繰入金総額は8億4,260万9,000円で、前年度に比べ89万7,000円減少しております。

次に、収納率と収入未済額について申し上げます。

市税及び国民健康保険税の収納率は、市税が95.10%で、前年度に比べ0.41ポイント、国民健康保険税が85.03%で、1.49ポイント、それぞれ上昇しております。

その結果、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は2億175万9,000円で、前年度に比べ979万3,000円減少しております。このうち、市税収入未済実額は8,254万7,000円で、前年度に比べ416万6,000円の減、国民健康保険税収入未済実額は7,492万2,000円で、563万5,000円の減となっております。税外収入未済額は2,492万4,000円で、126万5,000円の増となっており、主なものは保育所運営費負担金287万9,000円、市営住宅使用料1,892万3,000円となっております。

未収金の収納については、夜間納税相談や訪問徴収、コンビニ収納などの各種対策が収納未済額の減少に結び付いておりますが、さらなる収納率の向上に努めていただきますよう望むものであります。

また、長期間にわたる未収金については、収納対策本部を中心に全般的に検討されておりますが、今後も負担の公平性及び自主財源確保に向け、処理基準を明確にした債権管理を適切に行い、継続的な収納対策を願うものであります。

積立基金残高は、財政調整基金、介護給付基金、ふるさと尾花沢応援基金で増加しておりますが、庁舎建設基金などで減少し、前年度より7,291万5,000円の減となっております。今後、災害等への備えも必要なことから、引き続き有利な起債を活用しながら、適正な基金の確保に努めていただきますよう望むものであります。

また、ふるさと納税を財源とする応援基金については、ふるさとを応援したいという寄附者の想いを、知恵と工夫により市の施策や地域活性化につなげられるよう、有効な自主財源でございますので、本市特産品のPRに努め、さらなる事業の推進を願うものであります。

これらの決算状況を踏まえて審査した結果、当該年度の決算については、財政力指数の伸びや実質公債費比率の改善が図られるなど、当局の努力について評価いたします。しかし、近年、頻繁に発生する自然災害や新型コロナウイルス感染症など、これまでに経験したことのない事態が起きており、地域社会生活や経済への影響は、計り知れないものとなっております。地方交付税が減少傾向にある中、市民の安全・安心な生活を守り、学園構想事業等の重要事業の推進を図るためにには、今後も厳しい財政状況が予測されます。本市が将来にわたって、財政の健全化を図るためにには、社会経済情勢の動向を見極め、事業の取捨選択による計画的な対策、補助制度の有効活用が求められます。市制施行60周年を迎ましたが、現在策定中の第7次総

合振興計画の指針のもと、「人にやさしくあったかい元気な尾花沢」の実現に向け、全市民が一体となり、市民福祉の向上に努められるよう望むものであります。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標の審査について申し上げます。

財政健全化・経営健全化審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の期間でありますが、令和2年8月5日から7日まで実施いたしました。

審査の概要でありますが、この財政健全化審査は、市長より審査に付された、令和元年度尾花沢市財政健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係書類と照合審査するとともに、関係職員より説明を聴取しながら実施いたしました。

その審査の結果について申し上げます。

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は早期健全化基準と比較し、これを大きく下回りそれぞれ黒字となっております。また、実質公債費比率は6.6%で、0.5ポイント、将来負担比率についても、79.5%で0.7ポイント、それぞれ新庁舎建設事業の終了により改善しております。

このように、財政健全化判断比率は、健全であると判断されますが、引き続き財政の安定化を図られるよう要望いたします。

次に、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道特別会計の経営健全化審査について申し上げます。

財政健全化法の公営企業会計に該当する特別会計の資金不足比率について審査を行いましたが、いずれも適正に作成されたものと認められました。

以上が審査の経過と結果であります。

終わりに、令和元年度決算審査において、長期間にわたり、市当局のご協力をいただき、本定例会にご報告を申し上げる運びとなりました。ここに、衷心よりお礼申し上げ、審査のご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第24、承第10号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について」から、日程第32、議第69号「損害賠償の額を定めることについて」までの9案件

の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、9案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第24、承第10号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第10号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第10号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第25、承第11号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第11号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第11号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第26、承第12号「尾花沢市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の設定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野隆一議員。

◎7番(青野隆一議員)

7月27日から、尾花沢市内におきまして、病児・病後児保育の施設が設置をされたということでございま

す。これはかねてより、各議員からの、あるいは市長の公約としても掲げられました、子育て日本一を目指す市としての施設として、市民にも安心・安全を与える、私は大変そういった意味で一步前に進むことができたのかなということで、御礼を申し上げたいと思います。そこでございますけれども、いわゆる今、登録者数、そして利用状況、まだないとは思うんですが、現在の状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

また、こういった施設の利用者というのは、冬期間のインフルエンザの流行、そういうところに集中をして、利用が増加をするというようなことが予想されるというふうに思います。そうした場合、1日の定員が2名と、あるいは生後6ヵ月から小学校3年生までという、今限定があるわけですけれども、定員を3名に、あるいは小学校6年生までに拡大していく考えはないのか、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。まず現在の登録者数でありますけれども、6名であります。それから利用状況につきましては、ゼロであります。

それから1日の定員は現在2名ということで、増やせないか、あるいは生後6ヵ月から小学校3年生までの子どもを拡大してというようなお話をありますけれども、まず定員については、2名ということで今スタートしているわけで、今後の利用の状況を見ながら、定員については考えていきたいと思います。ただ、ご覧になってくださったと思いますけれども、今のあのスペースですと2名が限界です。ですので、増やすとなると、また場所の件とか、今後対応が必要かと思います。

それから小学校3年生までを6年生までというふうなご意見がありますけれども、まずはそのお家で見れないという大前提がありまして、それは3年生と、県内あるいは近隣市町村の状況を見ましても、ほぼこのような0歳児から小学校3年生までというふうな状況になっておるようです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

まず1点目は登録者数なんですが、その後私の家族の方にも登録したかというふうに聞いたら、いや、まだしていないということでございました。なかなか

か市役所まで来て、この登録をするということについて、休んで登録をする、なかなか難しいと言いますか、そこまでまだ至ってないというふうなことで、できましたら、やはりこの該当するお子さんたち、保育所あるいは学校を通じて、ぜひ全員が登録をしていただくようなその働きかけを、それぞれの保育所や、あるいは学校をとおして、私はぜひやっていただきたいなというふうに思います。

もう1点は、私たち議会のほうに、あるいは市報をとおして、この「なないろ」の概要を提起をいただきましたけれども、その保護者の皆さん方、あるいは家族の皆様方には、なかなかその実際のやり方と言いますか、こんなふうにして病児・病後児をやるんですよというところが、実は周知についてまだまだなのかなというふうなところもあるようでございます。そうした意味で、やはり冬場に限らず、今コロナの感染の問題もございます。そうした意味で、安心して子どもを預けられるという、そういった周知も含めながら、登録者数をやはり全市民、対象者全員に私は拡大をしていくための対策をぜひ講じていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その点についても、ご回答をお願いしたいと思います。

あともう1点ですが、私どももかつて、村上市の病児・病後児保育を視察をさせていただきました。人口6万人、隣町の黒川村も含めて、1市1町で併用しているという状況でございましたけども、やはりこの病児・病後児保育の一定程度のその利用人口と言いますか、言いますと、6万人のまちでありますけれども、3人程度でやっているというふうな状況でございます。そう考えますと、尾花沢、人口1万6,000人というところで考えますと、私はこれからですけどもね、利用の状況を見ながら、その対象年齢の拡大あるいは、人数についても状況を見ながら、やっぱり尾花沢に見合った、利用される市民にとって安心して利用できる、やっぱりそういった体系もいずれ考えていただきたいなというふうに思っておりますので、併せてご回答をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

まず対象者の親御さんに対する周知でありますけれども、今回愛称募集する際にも、その意味を込めて愛称募集をしたり、募集したものに対して今度投票という形でご協力いただいたり、長年この病児・病後児保育については、保護者の要望も高かったものですから、

そういう意味でも周知を図ったところです。ただ仰るよう、現実的に登録者数が未だ6名ということで、このことについては、また保護者の方にそのチラシになり、登録の用紙なりを配布しながら、周知を図っていきたいと考えております。

それから、定員の件でありますけれども、先ほどもお答えしたように、その利用状況を見ながら、今後の課題とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今、福祉課長のほうから、周知の徹底をしていきたいということございました。私は、先ほども保育施設や、あるいは学校をとおして、ぜひですね、なかなか今の保護者の皆さん方、市役所まで来て、足を運んで、申請をしてという、なかなかそこまで、今そういう今の子どもの状況を見ながら、そういう状況なのかなと思うんですが、やはりこれから、せっかく設置をした「なないろ」が、やっぱり市民の皆さんにとって、さらに安心、安全で、子育てができる環境づくりとして、やはり保育所や学校をとおして、ぜひ登録のほうについては、促進をしていただきたいと。そういった意味での周知も含めて、ぜひそういった働きかけをお願いしたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第12号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第12号は、これを承認することに決しました。

次に日程第27、議第61号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今回の補正予算について、何点か質問させていただきます。

31ページ、32ページ、2款1項12目、防災対策費12節、防災行政無線戸別受信機設置業務委託料、850万円を増額をされました。その理由についてお伺いいたします。

17節、備品購入費が600万円の減額となっております。これについても理由をお願いいたします。

35ページ、36ページ、7款1項3目、観光費、21節、補償金112万3,000円、これのご説明をお願いいたします。

37ページ、38ページ、8款2項3目、道路新設改良費、12節、荻袋消流雪用水導入計画調査業務委託料100万円、これにつきましては、これまで県、当局を含めながら、さまざまな建設、あるいは地元の皆さん方と話を進めてきたところでございます。この内容と今後の進め方について、お伺いいたします。

37ページ、38ページ、10款2項1目、学校管理費、12節、尾花沢小学校給食室換気扇清掃業務委託料50万円、このご説明と、14節、工事請負費422万6,000円、主な工事についての説明をお願いいたします。

39ページから40ページ、11款1項1目、農業施設災害復旧費、12節、測量設計業務委託料1,200万円が計上をされております。これにつきましては、今回、最上川を中心として被災をされた揚水場やら、あるいは田畠など被害あったわけでございますけれども、その費用負担について、地元では非常にこの今の後継者不足、あるいは高齢化、そういった中で農業経営が厳しくなっている現実において、農家負担というの、いずれにしても大変厳しい状況になっているというふうなところでございます。こうした意味で、今回の測量設計業務委託料については、地元負担ということがないような計上というふうに聞いておるんですが、改めまして、確認も含めながら、お答えをお願いしたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

最初に、32ページの2款1項12目12節の防災行政無線戸別受信機設置業務委託料850万円、関連いたしましてそのすぐ下の17節、備品購入費600万円の減額でございます。これにつきましては、戸別受信機の無償貸与事業に係る補正をお願いするものでございます。今年度は自主防災会長、いわゆる区長さん宅のほうへ無償貸与するために、受信機の購入費といたしまして、当初予算のほうに、備品購入費600万円を計上させていただいたところでございました。今年度に入りました

て、貸与、設置するにあたりまして、あらかじめ各世帯の電波の入り具合、強度調査を行わせていただいたところでございます。その結果、当初の見込みより、電波の弱い地点が多く発生いたしまして、外部アンテナの設置等、関連いたします調整費用等の経費が嵩むこととなったために、差し引き250万円の増額をお願いするものでございます。

また業務の内容の精査によりまして、受信機等の納入と、その設置作業を一括セットといたします業務委託料とさせていただきたいため、予算の組み替えをお願いするものでございます。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

36ページの補償金についてお答えします。これにつきましては、7月28日の豪雨による断水地区に対する花笠の湯、及び御所の湯についての無料化への補填であります。花笠の湯につきましては、91万1,200円、鶴子の御所の湯につきましては、21万700円を補償するものであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

私のほうから37、38ページの業務委託料と、荻袋消流雪用水導入計画調査業務委託料の100万円につきましては、こちらのほうは県のほうに重要事業要望として行っております、一般県道の東根尾花沢線の荻袋地内の流雪溝整備に関わります冬期間の流量の調査業務委託料になっております。こちらにつきましては、調査を実施しまして、毎年県のほうと流雪溝の整備の関係については、検討会のほうを行っておりますので、その調査結果に基づいて、県のほうと調査、研究しながら、実施に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは、こども教育課のほうから、10款2項1目、学校管理費の、尾花沢小学校給食室換気扇清掃業務委託料と、その下、工事請負費について説明いたします。

換気扇のほうの業務委託料については、小学校の給食室のほうに換気扇が設置されておりますけども、ダクトを通じて外のほうに排気しております。そのダクトの中等の清掃を今回、清掃業務について委託をするものであります。

工事請負費については、各学校のほうから、いろいろご相談をいたしている施設の改修について、今回予算に計上させていただきました。主なものとして、宮沢小学校の体育館の窓の開閉装置の改修、福原小学校のキューピクル改修工事、各小学校に設置しております遊具ですけれども、そちらのほうも改修がちょっと必要な遊具がありますので、その改修の工事費用を取っております。また旧常盤小学校にありますスキー小屋について、危険な状況になっているというふうなことで、そちらのほうも解体する工事費を今回計上しております。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

私のほうからは、39、40ページ、災害復旧費のうち測量設計業務委託料につきまして、ご説明のほうを申し上げたいと思います。こちらの測量設計業務委託料につきましては、今7月28日豪雨により被災した施設の復帰を目指す工事のための設計業務委託料になります。こちらにつきましては、公共災害の査定が10月中旬以降に予定されておりますけれども、その国の災害査定に臨むために、農地1件、農業施設5件の測量設計を行うため、補正をお願いするものでございます。

先ほど地元の負担という話もありましたので、今回のご提案につきましては、補助残が本当は地元の負担金となるわけでございますけれども、こちらのほうにつきまして、尾花沢市災害復旧事業費分担金徴収条例がございまして、この中で、従来測量設計費の50%を地元にお願いしておったところであります。しかしながら、今般の被災状況を勘案いたしまして、地元負担金を求めないということで、今回ご提案をさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

防災対策費でございますけれども、組み換えということでしたので、理由については承知をしたところでございます。ただやはり、区長さんのところも、電波状況を調査しながら設置をしていくことなんですけれども、やっぱり区長さんたちも改選を向かえながらやっていくということになった時に、区長さんが代わればまた新しい区長さんのところの同じような、いわゆる調査をしながらまた付け替えをしていくということになると思うんですけども、前回もいろんな議員から、さまざまなもの防災対策に対するこの戸別

受信機に対するご意見もあったようでございますけれども、そんなご意見も踏まえながら、ぜひそういった意味で区長さんを先頭にした防災体制が確立をされるという意味で、大変有効な対応と思うんですが、今後そういう課題についてもぜひご検討をしていっていただきたいなというふうに思います。

次に、観光費の補償金については、花笠の湯と御所の湯の断水の補償だというふうなことがございました。この精算行為については、リスク分担表という1つの目安にしながら、灯油の値上がり、あるいは、さまざまな要件によってそういう措置を取れるというふうになっているんですけれども、そういうリスク分担表との関連についても、ご説明をお願いしたいと思います。

次に、荻袋地区の流雪溝の、いわゆる流量調査をするための経費を計上されたということで、本当に心強いというふうに思っております。なかなかその水の問題で、どの地区でも流雪溝の要望があつても、その確保ができないために、なかなか地区の要望に応えられないという現状がございます。こうした意味で、自主的に、県道なんですが、やっぱり市としても水のことに対してしっかりと対応していくというこの姿勢が、私はやっぱり県を動かしながら、そうやって地区民の願いに応えることができるんじゃないかなと。独自予算でありますけれども、そうやって1歩前に進んだ、先ほど課長からもありましたように、県との話し合い、毎年行っているということでございますが、こういった流量調査をしっかりとやることによって、具体的なこの流雪溝設置という方向に大きく前進できるんじゃないかなというふうに思いますので、大変良い補正を組んでいただいたなというふうに思っております。

学校管理費については、了解いたしました。

災害復旧費の測量設計業務委託料1,200万円についてでございます。2年前の8月5日の災害の際に、小規模災害でありますけれども、30%負担率を50%まで引き上げて、そしてまた県の33%上乗せをして、83%での災害復旧になったと。本当に農家の皆さん方、30%ではできないという声がありました。それを政策として、農家のそういう復旧に進んだという一因であったというふうに思っております。今回の農林課長からの公共災害、激甚災害ということなので、農地、あるいは施設も含めた6ヶ所に対して、本来であれば50%なんですが、全額市としてそれを応援をしていくというふうな形での説明がございました。その

中で、1点はですね、激甚災害という指定の中で、国のはうでも、その測量設計に対する補填があるというふうな情報をいただいております。あと県につきましても、何らかのそういった、市の働きかけもあったのかもしれませんけれども、応援していただく部分もあるという、声もちょっと聞かれております。その私も聞いている範囲内で、まずそういった情報に対する今の農林課としてどのようにおさえているのか、お聞きしたいということあります。

あともう1点は、今回の先ほど申し上げた分担金条例によって、50%という枠がある、これは条例での決まりであります。そういう今回の特別な配慮ということで、その枠を超えて100%にしたということでございますけれども、ほかの自治体の状況なんかでも、隣の舟形町さんなんかは、測量設計費については100%、その条例の中でやるというふうな自治体もございます。これはまちまちなんですけれども、尾花沢としましても、今回の特例という考え方もあると思いますけれども、今後のそういう大きな災害を、農地災害、施設災害に対して、私はその分担金条例そのものをやっぱり100%まで引き上げていくという、そういう判断に立っていただきたいなというふうに思っておりますけれども、これについてのご回答をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

施設の管理運営におけるリスク分担という部分であります。本来指定管理の施設につきましては、協定を結びながら実施しております。その中で、管理業務に関する責任及びリスク分担という形でのリスク分担を定めております。リスク分担で見ますと、例えば価格の変動や法令の変更、または天災等による施設の復旧につきましてリスク分担を定めているところであります。今回の豪雨に対しましては、豪雨で被災した市民への市の施設を活用した復興支援でありますので、協定にはないものであります。その際、両者での協議を図った上で、今回の補償を決めたというふうな形であります。一旦その災害という部分で、このリスク分担の表にどういうふうに表記なっているのかなどというふうに確認したんですけども、その際は、あくまでも今回は、被災した市民への市の施設を利用した復興支援というふうな形でとったところであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

青野議員からは、激甚災害指定になった場合の国の支援策についてのお尋ねと、あと地元負担の今後の考え方についてご質問があったと思っております。

まず1つ目が、激甚災の支援となりますと、普通災害から激甚災に指定になった場合には、工事費ともども補助率の増嵩があるわけでございます。私どもも、今回の災害が激甚災害に該当するものと想定して、事務のほうを進めさせていただいております。その中で、測量設計業務費につきましても、激甚災に指定された場合につきましては、約半分程度の国からの支援を受けられるという内容をいただいております。その半分を、地元負担に置き換えたという考え方で、今回地元の負担をいただかないことで考えたところであります。

また市の分担金条例の中には、測量設計費については100分の50という明記があるんですけども、ただし書きではないんですけども、この率を乗じて得た額の範囲内において市長が別に定めるという条例でございます。その中で今回の場合は、激甚災で国からの支援が、そのまま地元住民の方の負担金に置き換えるという立場で、このたびは判断をさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

断水に対する、市民の入浴、大変困った状況が発生して、私は大変、決断はすごく市民にとっても、ありがたかった判断だなというふうに思っております。私も利用させていただきましたけれども、大変な混雑がありました。でも、やっぱり市民の皆さん方、整然と無料だというその心の温まる対応によって、この災害、断水という大変な状況ではありましたけれども、やっぱりそれを乗り越えて、こうした意味で措置としては大変的確な判断をいただいたなというふうに思っております。こうした意味での補償ということですので、私はそのことについても、運営している公社に対する、市からの補償ということで、妥当だというふうに、話を聞いて判断をいたしました。

あと農林の激甚災害のほうにつきましては、本当に最上川の水位の上昇については、新庄の河川事務所のほうでも、今まで経験したことがない、予想をはるかに超える水位が今回の大きな被害をもたらしたということを申しておりました。こうした意味で、市長を先頭にして、さまざまな働きかけや対策をなされている

ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、分担金条例そのものも、やはり見直しをしながら、農家救済、農家のそういった、これから農業を続けていくための救済策を、さらに補助率を上げて取り組んでいただきたいというふうな私の考えであります。市長も今回現場をまわりながら、さまざまお考えあるかと思いますけれども、もし何かありましたら、お考えをお願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)
市長。

◎市長(菅根光雄君)

課長から説明あったわけでございますけれども、とにかく各農家の負担が少しでも軽減されるようという中で、今回取り組ませていただきました。本来ならば、本当に2年前までだったら、30%しか出ないという中で、2年前のときには市で50%助成しようと。県にもお願いをして、30%助成していただくと。そういった形でやらせていただきました。今回の場合には、本当に二次災害という形で、県内ずたずたになるくらい大きな被害を受けました。その中で、農業施設の被害、ここをどうやって対応しようかと。あの現場を見た時は愕然としました。どんなふうにやっていけばいいのだろうと、頭をひねりましたけれども、本当に農林課挙げて取り組ませていただいて、そして今回、とにかく負担の少ない形で持っていくと。できれば設計については、負担ゼロでやるような形にしたいねというふうにして今回取り組ませていただきました。今後とも災害時において、その都度状況は違うとは思いますけれども、できるだけ、市でやれる範囲の中で、精一杯取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第61号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第61号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第28、議第62号「令和2年度尾花沢市国

民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題いたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第62号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第62号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第29、議第63号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第63号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第63号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第30、議第64号「令和2年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第64号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第64号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第31、議第68号「小中学校児童生徒用タ

「プレット端末等購入事業契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

青野議員。

◎7番（青野 隆一 議員）

今学校の現場では、長期間のコロナによる休校を乗り越えて、ほぼ学力についても一定の水準まで達しているという話をお聞きをいたしました。本当に学校の教職員の皆様、教育委員会の皆様のおかげで、そういった遅れを取り戻しながら、いわゆる学校生活が普段の状況に戻りつつあるということに対して、感謝を申し上げたいというふうに思います。今回のタブレット端末につきまして、今回のコロナ禍を契機といたしまして、本来であれば4年間かけてGIGAスクール構想というものが打ち出されたわけでございますけれども、前倒しで全校、全生徒に、1人1台の端末を利用いただくというふうな環境が整備をされようとしております。私はこのことについては、大変結構なことだなと思うんですが、今学校現場でも行事を縮小したりしながら、工夫をして、懸命にその子どもたちの教育に、真正面から立ち向かって教育が進んでいるという現場がありまして、このタブレットが1人1台入ってくるということについて、その活用方法ですね、どんなふうにこれからその活用していく、具体的に学校現場では使っていくのかなと。もう1つ言えば、その教職員の皆さん方の中にも、そういった機器について非常に堪能な方と、なかなか不得手な方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。そうした場合、個々のその対応ではなくて、やはり尾花沢市教育委員会として、この1人1台の端末をどう活かしていくのか。そのためにはやっぱり教職員の先生の皆さん方に対する計画的な研修なども、やはり設定をしながら、尾花沢市として活用方法を明確にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、お考えをお聞きいたします。

◎議長（大類好彦議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋和哉君）

ご指摘ありがとうございます。今我々が抱えるまさに喫緊の課題というふうなところであります。現状進めている内容についてご紹介申し上げて、説明に変えさせていただきたいなというふうに思っております。

導入にあたっては、今生懸命やらせていただいているところなんですけれども、何とか年度内、または年内に子どもたちに与えることができればというふう

なことで準備を進めているところであります。ただし、今ご指摘いただいたとおりで、あればいいというふうなものではない。使えなければ意味がない、というふうなことで、どんな使い方があるのかというふうなところについての研修、今各学校のリーダーについて集まっていたいの研修というふうなことにはつなげていますけれども、それを一般に広げていくために、実はきっかけになりますけれども、ようやく、いわゆるプログラミングロボットが納入されました。それ尾花沢小学校と尾花沢中学校に1台ずつ配置いたしました。その活用法について、すなわちプログラミングロボットを使うわけではなくて、パソコンを使っていかなることができるのかというふうなことを学ぶ機会にするというふうなことになりますので、その中核として、それぞれ尾花沢小、尾花沢中学校、実はそれぞれ職員の中に視聴覚センターで勤務した方がいらっしゃいますので、そちらのほう中核にしながら、活用について、今研修、使い方についてどんな事例があるのかというふうなことを、今から試していただいているところであります。

あと大きなところでまいりますと、地区の中核になっております視聴覚センターのほうには、授業それから家庭学習等でどんな使い方があるのかについての具体的な事例について、隨時発信していただきたいというふうなことでお願いをしています。

というふうなことで、そちらのほうから教員ができるようないい方を、準備期間に合わせて研修を進めていきたいというふうに考えているところであります。

あと、子どもたちの使い方についてこちらで今考えているところについて申し上げます。

1つ地区のほうでも研究重ねているところありますけれども、現状といたしましては、コロナ禍に応じて、いわゆるドリルをしながら、または自分で基礎的なところをパソコンを使って学ぶというふうな使い方が中心になっているように思います。つまりドリル的なものになっているかと思います。ただ本質的には、今後については、ドリルについては学校で学んだことを繰り返しやるというふうなことですので、別にパソコンがなくても、タブレットがなくてもできるものです。ですので、今後やっていきたいことというのは、自分で気付いて、さらに学びたいことを自分で調べる。そういうものに対して活用できるツールとして使えるようにというふうなことを、最終的には高めていきたい、求めていきたいというふうに考えております。

そういうふうな方向で我々のほうでは今研修進めて行く予定で考えているところであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

タブレット端末の購入金額なんですが、この金額の中に、単純にこれはタブレットの端末1,049台だけの金額なのか、それ以外に充電、例えばキャビネット、さまざまGIGAスクールの補助金の中で対象になるものがあるかと思われます。単純にタブレットの端末だけの金額なのか、この契約の中にタブレット以外の部分も含まれているのか、ご説明のほうをお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは今ありました金額に対する今回の購入の内容についてでありますけれども、今回の購入については、タブレット端末の購入と、それに合わせて管理ツールということで、授業のほうを支援していただくためのプログラム、そのほか初期設定にかかる費用等に係る部分の金額になっております。今ご質問の中にありました電源用キャビネットについては、ネットワーク工事の中で含めて今発注をして進めているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

別枠で購入をされるということで、把握してよろしいということでしょうか。分かりました。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第68号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第68号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第32、議第69号「損害賠償の額を定める

ことについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第69号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第69号は、原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第33、令和2年請願第1号「細野地区内市道II-31霧山線及びIII-845号線における流雪溝整備に関する請願」及び、日程第34、令和2年請願第2号「豪雨災害に関する請願」の2案件を一括上程いたします。

ただ今上程いたしました請願2案件につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております「請願・陳情文書表」のとおり、産業厚生常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の会議の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労様でございました。

散会 午前11時54分